

浜松市地球温暖化防止活動推進センター指定法人募集要項

1 趣旨

浜松市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、本市における地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として、平成22年度から地球温暖化の防止に寄与する法人を浜松市地球温暖化防止活動推進センター（以下「市センター」という。）に指定しています。

このたび、現在の市センターの指定期間が令和8年3月末日で満了するため、令和8年4月1日から市センターとしての指定を希望する法人を募集します。

2 市センターの役割

市センターは、自ら地球温暖化防止活動を実施するほか、地域の様々な活動団体、浜松市地球温暖化防止活動推進員との連携・交流等を活性化する事業を、非営利活動団体の特性を活かすとともに、公共性を十分に理解し、実施する役割が求められます。

なお、市センターとは、「施設」ではなく「機能（役割）」です。市が行う施策に協力しながら、市内における地球温暖化対策に関する普及啓発の中軸としての機能を担うものとして、一法人を指定します。

3 応募対象

応募できる法人は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であって、「5 市センターが行う事業」を適正かつ確実に行うことができ、以下の要件を満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市内法人（浜松市内に主たる事務所を有する者）若しくは準市内法人（主たる事務所は浜松市外で、浜松市内に従たる事務所を有する者）であること。又は、市内において地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動実績があること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7年・8年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類3099：その他の業務委託）の認定を受けている者
 - イ 引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限までに提出した者。なお、入札参加資格審査申請に準じた書類については、事前に確認すること
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
また、同要綱第1条に規定する有資格法人以外の者にあっては、同要綱別表第1及び別表第2に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする法人ではないこと。
- (7) 特定の公職にある者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う法人でないこと。

4 市センターの指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

※法第38条第5項の規定に基づき、指定期間内でも指定を取り消す場合があります。

5 市センターが行う事業

法第38条第2項に基づき、次の事業を行うものとします。

- (1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- (3) (2)に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、(3)の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- (5) 国の地球温暖化対策計画や浜松市地球温暖化対策実行計画の達成のために、国及び市が行う施策に必要な協力をすること。
- (6) 上記(1)～(5)の事業に附帯する事業を実施すること。

6 市センターの事業実施拠点

指定を受けた法人は、原則として、自ら用意する浜松市内の事業所において事業を実施するものとします。

また、電話機やFAX機器は指定を受けた法人にて用意し、電話線引き込み等における工事も指定を受けた法人の負担で行うことになります。

7 市センターの活動経費

市センターの活動は、別紙1「事業の想定」に記載されている「1 市委託事業」については市からの委託費で行うことを想定していますが、本指定により本市からの業務委託を確約するものではありません。また、「2 自主事業」については指定を受けた法人の負担で行うことになります。

8 参加意向申出書及び確認書の提出

市センターとして指定を希望する法人は、以下の要領で、参加意向申出書(様式1)及び確認書(様式2)を提出してください。参加意向申出書(様式1)及び確認書(様式2)は、浜松市公式ホームページからダウンロードできます。

- (1) 提出期限：令和8年1月27日(火)午後5時15分まで(必着)
(受付時間：午前8時30分～午後5時15分 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (2) 提出先：浜松市産業部カーボンニュートラル推進課(浜松市中央区元城町103番地の2)
Email: ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- (3) 提出方法：持参、郵送又はEメール(郵送の場合は書留郵便としてください)

9 参加資格確認書結果通知書の交付

上記8の参加意向申出書(様式1)及び確認書(様式2)を提出した法人には、参加資格の有無について、令和8年1月30日(金)までに、参加資格確認書結果通知書を参加意向申出書(様式1)に記載されているメールアドレス宛てに電子メールを送付します。

なお、参加資格確認結果通知書交付後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

10 参加資格を有した法人の申請書類の提出

参加資格を有した法人は、以下の要領で、浜松市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書等の申請書類(以下「申請書類」という。)を、別紙2「申請書類作成要領」を参照のうえ提出してください。各様式は、浜松市公式ホームページからダウンロードできます。

(1) 提出する申請書類

ア 浜松市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書(様式3)及び添付書類

(添付書類)

- ・定款又は寄付行為
- ・登記事項証明書(発行日が令和8年1月1日以降の原本)
- ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・収支計算書(直近の1年分)
- ・貸借対照表(直近の1年分)
- ・財産目録(直近のもの)

イ 活動実績書(様式4)

ウ 事業企画書※(総括表)(様式5-1)

エ 事業企画書※(事業別)(様式5-2)

オ 参考見積書

カ その他市長が必要と認める書類

※事業企画書(様式5-1、5-2)について

事業企画書の作成にあたっては、別紙1「事業の想定」に記載した事業内容をもとに作成をしてください。なお、企画書は市センターとしての適格性(企画能力等)を判断するためのものであるため、各項目の規模等について制限はありません。実現可能な範囲で企画書を作成してください。

(2) 提出期限: 令和8年2月16日(月)午後5時15分まで(必着)

(受付時間: 午前8時30分~午後5時15分 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

(3) 提出先: 浜松市産業部カーボンニュートラル推進課(浜松市中央区元城町103番地の2)

(4) 提出方法: 持参(書類の内容について確認しますので、予め提出日時を連絡してください)

(5) 提出部数: 紙媒体(6部)及びCD-ROM(1枚)

11 提出された申請書類に関するヒアリング

(1) 提出された申請書類に関するヒアリングを実施します。代表者又は担当者が出席のうえ、申請書類についての説明を行ってください。具体的な日程(令和8年2月下旬から3月上旬頃)等については、参加意向申出書(様式1)に記載されているメールアドレス宛に連絡します。

(2) ヒアリング時の説明は、提出された申請書類のみで行います。追加資料の配布、プレゼンテーションソフト(MicrosoftPowerPoint等)の使用はできません。なお、ヒアリング参加人数に制限はありません。

(3) ヒアリングに参加しない場合は、選考の対象から除外します。

(4) 応募者多数の場合は、選考委員会において書類審査を行い、採点の合計点が上位の法人でヒアリングを行う場合があります。

12 指定法人の選考方法

(1) 選考方針

選考委員会において、市センターとしての適格性や事業の実施能力等について、申請書類に基づき評価・審査し、指定法人を選考します。選考委員会の選考結果を参考に、市長が指定法人を決定します。

(2) 選考基準

提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を候補者とします。総得点数が同点であった場合は、委員長が選考します。

(3) 評価基準（評価項目、評価内容及び配点）

評価項目	評価内容	配点
1 事業実施能力		
(1)事業を遂行するための人材	市からの委託事業などのセンター事業を安定して行う人的能力があるか	10
(2)事業を遂行するための財政力	市からの委託事業などのセンター事業を安定して行う財政的能力があるか	10
(3)情報発信力	イベントやセミナーを主催できる能力はあるか、インターネットやSNSを活用した情報発信を行う能力があるか	10
2 地球温暖化防止活動推進センターとしての適格性		
(1)温暖化対策に関する知見の有無	温暖化対策の重要性を認識しているとともに、温暖化対策に関する知見を十分に有しているか	5
(2)センター事業に活かすことができる活動実績の有無	地球温暖化対策に関する活動実績は十分か。地球温暖化防止活動の実施に際し、市民や行政などとの連携実績はあるか	5
3 事業企画（市委託事業）		
(1)企画の妥当性	浜松市の地域センターとして期待される役割を理解し、温暖化防止活動に有効な企画がなされているか	10
(2)企画の実現可能性	提案事業が具体的に示されており、実現可能性の高い提案内容となっているか	10
(3)広報企画力	市民に対して訴求力のある広報企画が盛り込まれているか	10
(4)企画の波及性	市民に対して積極的な普及啓発や広がりの期待される取り組みが盛り込まれているか	10
(5)協働の視点	市民、企業、行政などと連携していく企画となっているか	10
4 事業企画（自主事業）		
(1)自主事業への取組	自主事業に積極的に取り組むなど、主体的に地球温暖化対策を拡大・発展させることができる提案となっているか	10

13 選考結果の通知

選考結果については、ヒアリング終了後1週間以内にEメールにて通知します。

14 選考法人の繰り上げ

選考した法人が、法第38条第1項の指定までの期間において、市センターとしての事業を適正かつ確実に行なうことが困難であると認められる事由が発生した場合は、選考委員会による審査で次点となつた法人を繰り上げて選考するものとします。

15 指定後の責務

指定を受けた法人は、法に基づき、毎年度の事業開始前には事業計画書及び収支予算書を、毎年度の事業終了後には事業報告書及び収支決算書を市長宛て提出していただきます。ただし、初年度の事業計画書及び収支予算書については、市と協議を行った後遅滞なく提出していただきます。

16 質問書の提出

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。質問内容及び回答は、参加資格を有した全ての法人に通知します。

- (1) 提出期限：令和8年1月27日(火)午後5時15分まで(必着)
(受付時間：午前8時30分～午後5時15分 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- (2) 提出先：8(2)と同じ
- (3) 提出方法：8(3)と同じ
- (4) 回答送付日及び方法：令和8年1月30日(金)に参加意向申出書(様式1)に記載されているメールアドレス宛てに電子メールを送付します。

17 提出書類の取扱

- (1) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は貴法人の負担とします。
- (2) 以下に示す提出書類は無効となります。
 - ア 本要項に指定する提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - イ 本要項に指定する提出書類の様式及び申請書類作成要領に適合しないもの
- (3) 提出書類は、市センターの指定法人を選考する以外に、提出者に無断で使用しないものとします。
- (4) 提出書類は、公正性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等の規定に基づき公開することがあります。
- (5) 提出書類は、市センターの指定法人の選考、公開等の際に必要な範囲で複製を作成することができます。
- (6) 書類提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して選考を見合わせることがあります。また、指定後に虚偽記載が判明した場合は、指定を取り消すことがあります。
- (8) 提出書類は返却しません。

18 指定までのスケジュール

令和8年1月27日(火)	参加意向申出書(様式1)、確認書(様式2)、質問書 提出期限
令和8年2月16日(月)	申請書類提出期限
令和8年2月下旬から3月上旬頃	ヒアリング審査
令和8年3月中旬頃	選考結果通知
令和8年4月1日(水)	市センター指定日、業務開始日

19 担当

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本庁舎6階

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課 担当:岡田、風間

電話:053-457-2502 FAX:050-3730-8104

電子メール:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【参考】

● 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第38条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」という。)として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- (5) 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項第2号若しくは第3号に掲げる事業又は同項第6号に掲げる事業(同項第2号又は第3号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第1項の指定の手続その他地域センターに關し必要な事項は、環境省令で定める。

● 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（抜粋）

（指定の申請）

第6条 法第38条第1項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

（1）名称及び住所並びに代表者の氏名

（2）事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）定款又は寄付行為

（2）登記事項証明書

（3）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

（4）法第38条第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

（5）資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

（名称等の変更）

第7条 地域センターは、前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地域センターは、前条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

（欠格事由）

第8条 地域センターは、法第38条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を同条第2項第2号、第3号又は第6号（同項第2号又は第3号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

（都道府県知事等への報告等）

第9条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第38条第1項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 地域センターは、毎年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に關し報告又は資料の提出を求めることができる。